



天明  
九月日



1

1

1

1

又

長

七

源

長

己

新

元

市

心

新

心

要

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心

心



蒼  
吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

吉

今見此  
平初集

朱

又

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

朱

南  
湖  
後  
序

此書所記  
雅周  
水

【本文解読文】

以書付御願申上候

一 御組下田持百姓共御願申上候儀者田方之儀久年  
御定免ニ御定納仕来ル候得共是迄御預ケ間敷儀者  
不申上候所當年之儀者七月五日頃方浅間山荒出シ  
遠国一統ニ砂灰降り其上七八月兩月共ニ長雨降續  
格別之大荒ニ御座候得共稲草生相應ニ相見ヘ候ニ付  
御願も不申上候所此間天氣ニ相成テ穗勝候而一圓  
実入不申御定納ニ差支當惑仕甚茂不見帰リ  
右之趣無是非御願申上候御慈悲を以百姓  
相續仕候様  
御領主様江幾重ニ茂書面之趣御願被為成  
被下置候様ニ田持百姓一同御願申上候以上

天明三年

卯ノ九月日

又三郎印

(中略 五十三人)

亀 蔵印

當町

御役中

前書御願申上候者御役人中御出府ニ成候露用  
雑用等之儀追々御勘定次第高割を以相賄可申候  
為念如此ニ御座候以上

【本文読み下し文】

書付をもつて御願い申し上げ候

一 御組下田持百姓ども御願い申し上げ候儀は、田方の儀、久年  
御定免に御定納つかまつり来る候へども、これまで御預けまじく儀は  
申し上げず候ところ、当年の儀は七月五日頃より浅間山荒れ出し  
遠国一統に砂灰降り、その上、七八月兩月ともに長雨降り続き

格別の大荒れにごさ候へども稲草生え相応にあい見え候につき、御願いも申し上げず候ところ、この間天氣にあいなりて穂勝れ候て一円実入り申さず御定納に差し支え当惑つかまつり、甚しくも見帰りず右の趣是非もなく御願い申し上げ候、御慈悲をもって百姓相続つかまつり候様  
御領主様へ幾重にも書面の趣御願い成せられ  
下され置き候ように田持百姓一同御願い申し上げ候、以上

天明三年

卯の九月日

又三郎印

(中略 五十三人)

亀 蔵印

当町

御役中

前書御願い申し上げ候は御役人中御出府に成り候露用

雑用等の儀(は)追々御勘定次第高割をもってあい賄い申すべく候

念のため、かくのごとくにござ候、以上

### 【解説】

江戸時代は、飢饉の連続でした。その生産に携わるお百姓の苦労は大変なものでした。日々、天候との関りは生死にかかわるもので一家離散や人身売買にまで発展していきました。幕府もかなりの農業政策を施していきませんが、自然災害には手をやきました。最大の飢饉が天明の大飢饉でした。そのきっかけとなったのが、浅間山の噴火にともなう降灰による農作物への被害でした。加えて、今回出題の文書からは、噴火直後に長雨が降ったことが分かります。桐生地域の名主、地主クラスの人たちは連名で「稲穂はあるものの実がない」旨の悲惨さを訴えています。

この文書からは、これまで学習してきた人には簡単に読めるものと思いが、**「願」と「頼」**の区別が同じ崩し方なので閉口します。二行目に**「願ケ」と「ケ」**が付されていますので**「預ケ」と**しました。

また、七行目に当惑仕り「正」と読みたいたのですが、これは「甚だ」と読みました。文書の流れから「当惑仕り云々」でそう読みました。さらに次の行ですが、「右の趣悲しみこれなく」で無是悲ですが、「是非」と読むのでしょうか、是非なく次の願い申し上げ、今度は慈悲をもってとするのが正解ですかね。

露用は路用と考えられ、今でいう交通費と思われる。江戸へ出府する際にかかる経費は、高割によって後日、精算されることもこの文書から分かります。

比較的古文書学習は、難解ですが、楽しみながら続けていくことが解読の近道なのです。

#### 【用語解説】

\* 定免 じょうめん 江戸時代、年貢の収納方法の一つ。その年の稲の収穫量を検査して、年貢額を定める検見取に対し、過去五年から十年間の収穫量を平均して年貢額とし、三から七年程度の一定期間は豊凶にかかわらず定額を収納する。藩領や旗本領では江戸前期から実施されたが、幕領では享保の改革の一つとして行われた。定免を中止することを破免というが、災害などにより、耕地の三割以上が損耗をうけたとき、村の願いにより許可された。

\* 高割 たかわり 石高に応じて租税なり分担の米永なりを徴収すること。

引用は『古文書用語辞典』（柏書房）ほか